

令和 6 年度事業報告

事業概要

今年度の協会運営も社員並びに関係各位のご支援、ご協力のもと、事業計画に則した事業実施を概ね行うことができました。

まず、登記基準点設置事業につきましては、前年度に日本土地家屋調査士会連合会登記基準点評価委員会へ認定申請を行いました登記基準点 3 点につき、令和 6 年 9 月に認定されました。

なお、当協会ホームページ上で公開しております登記基準点閲覧システムの利用状況につきましては、今年度は 2,657 件のアクセスがありました。

境界標埋設事業については、登記所備付地図作成作業等大型公共事業をはじめ、より多くの業務でも設置できるよう継続して作業しております。

地図整備の促進等に係る事業については、那覇市東町、西一丁目、二丁目地区における登記所備付地図作成作業では、業務に従事した社員の努力と那覇地方法務局のご協力もあり、無事、履行期限内に確定率 99.73 パーセントで地図を作成することができました。現在は、那覇市辻一丁目、二丁目、三丁目地区において継続して作業を実施しております。

普及啓発活動の一環として、昨年 10 月 7 日から 11 日まで開催されました「土地月間パネル展」において、沖縄県土地家屋調査士会のご協力のもと、パンフレット配布とポスター掲示を行い、多くの方に境界標の重要性をアピールすることができました。

また、沖縄県用地職員を対象とした研修会に当協会理事長を講師として派遣しました。今回は、座学のみならず現地実習にも多くの用地職員の方々が参加され、土地家屋調査士業務への興味と理解を深めていただけたと感じております。

事業収入につき、当初見込んでいた額を達成することは出来ませんでした。その要因としては、今年度当初に受託見込みであった複数件の業務が受託に至らなかったことが挙げられます。

なお、そのうち次年度以降に受託が見込まれる部分については、継続した対応を現在、進めております。また、入札による業務受託については、今後も受託できるよう継続して応札対応していきたいと考えております。

その一方で、これまでの地道な啓発活動の成果として、これまで依頼のなかった官公署から新規業務を受託するなど、新たな業務の開拓にも成功しており、今後の事業展開に繋がる確かな手応えを感じております。

会務活動については、令和7年4月に「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、外部理事及び外部監事の設置が義務化されることに伴い、理事会において関係規則、規程の改正案が検討され、本社員総会において上程しております。

令和6年11月6日には沖縄県による当協会の組織運営および事業活動の状況等に関する定期立入検査があり、その結果、一部注意事項はあったものの特段是正・改善指導ではなく「適正」である旨の検査結果をいただきました。今後もこの結果に満足することなく、より良い組織運営並びに公益目的事業の実施に努めて参りたいと思います。

また、令和7年6月に公益社団法人岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会役員が来所した際には、土地家屋調査士業務の分離委託や里道・水路の表題登記業務などに関する意見交換を行いました。

前年度にうるま市と「災害時における支援に関する協定書」を沖縄県土地家屋調査士会とともに締結したところですが、その協定書締結に係る協議の際にうるま市側より要望のあった市町村職員並びに土地家屋調査士を対象とした被災建物の被害認定調査に関する講演会を令和6年9月に実施いたしました。

講師については、平成28年の熊本地震において被害調査を実際に行った公益社団法人 大分県公共嘱託登記土地家屋調査士協会所属の古庄真一氏を講師に招き、実例をもとにした講演をしていただきました。

なお、当日は台風14号接近の影響もあり、予定していた参加者が欠席するなどしましたが、参加された方々からは、「マニュアル以外の生の声が聞けて良かった。」、「民間の立場からしか得られ

ない経験談が多く、大災害時行政と民間が連携していく際の参考になった。」、「毎年実施して欲しい」等の意見をいただきました。

また、協定に基づく支援要請があった際に対応できるよう沖縄県主催の「沖縄県住家被害認定調査業務研修会」に理事5名が参加しました。

なお、公益目的事業とその他事業の詳細については下記のとおりです。

I. 不動産に関する権利の明確化推進事業

(公益目的事業)

(1) 登記基準点設置事業

この事業で、登記基準点の設置点数が増加することにより、将来にわたって土地境界が安定します。前年度に日本土地家屋調査士会連合会登記基準点評価委員会へ認定申請を行った登記基準点3点(那覇市内)につき、令和6年9月に認定されました。

<実施内容>

①登記基準点設置委員会を5回実施

これまでの実施内容を精査、検証を行った。

②「登記基準点認定取得マニュアル(案)」

認定された登記基準点成果を当協会ホームページ上で公開。

(2) 境界標埋設事業

この事業で、境界標埋設の点数が増加することにより、個々の土地境界が明確なものとなります。土地境界紛争の未然防止のため、特に大型公共事業について、官公署及び地権者への趣旨説明を十分行い、設置しました。

<境界標埋設点数>

令和6年度 1, 433点

(3) 官公署の未登記建物の表題登記実施事業

官公署所有建物は、地域のランドマーク的存在として、位置情

報の機能を有しています。この事業により、地域のランドマーク的な建物を登記することで位置を確定します。

今年度は、官公署からの依頼はありませんでした。

(4) 地図整備の促進等に係る事業

この事業は、国土の利用、整備、保全に必須の登記所に備え付けられる公図が作成されます。このことは、土地所有者の土地の境界、形状の確定であり、県民の財産の確定となります。

今年度は下記地区で実施しました。

<地図整備実施地区>

登記所備付地図作成作業

① 那覇市東町、西一丁目、二丁目地区

対象面積	:	0.315 km ²
確定数	:	753 筆
筆界未定数	:	2 筆
確定率	:	99.73 %

② 那覇市辻一丁目、二丁目、三丁目地区

一年目作業

実態調査	筆 数	:	1,095 筆
	所有者数	:	630 名
	面 積	:	0.305 km ²
基準点設置	2級基準点	:	2 点
	4級基準点	:	147 点

(5) 公共嘱託登記に係る事業

この事業は、官公署等からの依頼を受けて、不動産の表示に関する登記について、必要な土地又は家屋に関する調査又は測量、登記の申請手続きについて法務局に提出する書類又は電磁的記録の作成及び登記の申請手続きの代理を行いました。

この事業により、土地の筆界が明確になり、県民の財産が守られます。公正、正確さが求められ、業務処理システムの構築は、県民の財産の擁護となります。業務の工程管理を徹底し、より高品質の成果の提供に努力しました。

<嘱託登記事件>

令和 6 年度 総事件数 247 件

(北部 53 件、中部 65 件、南部 83 件、
宮古 26 件、八重山 20 件)

(6) 普及事業

一般及び官公署を対象とした普及啓発事業については、下記研修会を実施しました。

<被害認定調査の方法

(平成 28 年熊本地震被害における調査について) >

日 時 : 令和 6 年 9 月 17 日 (火) 午後 2 時 00 分から
午後 4 時 30 分まで

場 所 : 浦添市産業振興センター・結の街 大研修室

内 容 : 被害認定調査の方法

(平成 28 年熊本地震被害における調査について)

講 師 : 土地家屋調査士 古庄 真一 氏

((公社) 大分県公共嘱託登記土地家屋調査士協会所属)

対象者 : 土地家屋調査士・官公署職員

参加者 : 42 名

参加費 : 無料

<令和 6 年度用地職員(実務)研修会>

日 時 : 令和 6 年 1 月 27 日 (水) 午前 10 時 00 分から
午後 4 時 00 分まで

場 所 : 午前 沖縄県土地開発公社 5 階会議室

午後 豊見城市字高安地内

内 容 : 午前 講義 1 用地測量について

講師 : 沖縄県土地家屋調査士会

研修部長 細野 陽一

講義 2 地積測量図と不動産調査報告書について

講師 : 公益社団法人

沖縄県公共嘱託登記

土地家屋調査士協会

代表理事 島袋 裕二

午後 現地実習

- ①GNSS測量機を用いた基準点等の位置誤差検証
- ②トータルステーションを用いた境界点の探索
- ③測量器機の据え付け方
- ④測量器機類の機能説明（ノンプリズム・3Dスキャナー）
- ⑤オフセット方法による境界点の探索

対象者 : 沖縄県用地職員

参加者 : 72名

参加費 : 無料

II. 境界等に関する研修及び講習会開催事業

（その他の事業）

社員を対象に、専門知識及び技術の向上を図ることを目的とし、
公共嘱託登記等に関する研修を下記のとおり実施しました。

<第1回社員研修会>

日 時 : 令和7年6月24日（火）午後2時00分から
午後4時00分まで

場 所 : 沖縄県教職員共済会館 八汐荘 中会議室

内 容 : ①成果品の統一について
②画地調整について
③個人情報の取り扱いについて

講 師 : 島袋裕二・遠藤正夫・大城哲也

参 加 者 : 48名

参 加 費 : 無料